

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県医療局が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

記

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 災害備蓄用飲食料 1 式
- (2) 調達件名の特質等 仕様書 1 及び仕様書 2 のとおり
- (3) 納入期限 令和 8 年 2 月 27 日（金）
- (4) 納入場所 納入場所及び数量一覧のとおり

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和 5・6・7 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を令和 7 年 10 月 22 日（水）正午までに 13（4）の場所に各 1 部提出しなければならない。なお、郵送による提出も認めるが期日必着とする。

また、仕様等について疑義がある場合は、仕様書等の提出期限の日までの間に入札公告等に掲げる問合せ先に説明を求めることができる。

ア 定価見積書（調達物品及び搬入等費用を含む定価見積書（消費税及び地方消費税抜き）。なお、メーカー希望小売価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに店頭価格又は実売価格を記載すること。

定価見積の提出にあたっては、次の事項を記載すること。

- (ア) 提出年月日
- (イ) 入札参加者の住所及び氏名、印（法人の場合は、商号又は名称、代表者の

氏名及び印)、電話番号、担当者名(問い合わせ先)、メールアドレス

(ウ) 調達件名(物品名)

(エ) 数量

(オ) 仕様(当該購入物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。)

(カ) 納期

(キ) 納品場所

イ カatalog等(仕様がわかるもの)

ウ 飲料に係る5年以上の品質保持について試験研究機関等が発行する証明書等の写し

(2) (1)の書類提出にあたっては、次の事項を記載した「送付書」をそえるものとする。

ア 提出年月日

イ 入札参加者の住所及び氏名、印(法人の場合は商号又は名称、代表者の氏名及び印)、電話番号、担当者名(問い合わせ先)、メールアドレス

ウ 調達件名

エ 提出する書類の名称

(3) 仕様書を提出した者は、入札日の前日までの間において当該仕様書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 仕様書等は、岩手県医療局において審査するものとする。なお、仕様書の補足、補正等は認めるが、令和7年10月24日(金)午後5時までとする。

また、審査結果は、令和7年10月29日(水)午後5時までにメールにより通知する。

4 入札方法

(1) 1(1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書を直接提出する場合は、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。

(3) 入札書を郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、令和7年11月4日(火)午後5時までに13(4)の場所に必着のこと。

また、封書は二重封書とし、入札書を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

ア 氏名(法人にあつては商号又は名称)

イ 「11月5日開札（調達する物品名）の入札書在中」

なお、電話、電報その他の方法による入札は認めない。

- (4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしておかなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年11月5日（水） 午前10時00分
(2) 場所 盛岡地区合同庁舎5階医療局会議室

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者（自治法施行令第167条の4に該当する者）のした入札
(2) 入札参加者にもとめられている事項を履行しなかった者が提出した入札書
(3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
(4) 記名押印の無い入札書
(5) 入札金額を訂正した入札書
(6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
(7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
(8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
(9) 委任状の提出がなされていない代理人が行った入札書
(10) その他入札に関する条件に違反した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、岩手県で示す書式により次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
(2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
(3) 宛名は「岩手県医療局長」とする。
(4) 入札金額

- (5) 件名
- (6) 規格・銘柄
- (7) 数量
- (8) 納入期限

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、医療局財務規程第 190 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価格の入札をした者のうち、開札に立ち会えないなどの理由によりくじを引かない者があるときは当該入札参加者に替わって入札執行事務に関係のない県の職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

- (1) この入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札は、開札に立ち会った入札者又はその代理人において行うものとし、当初の入札において無効の入札をしたものは、再度入札に参加することはできない。
なお、郵送による場合は、「辞退扱い」とするものとする。

12 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、以下の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 落札者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模が同等以上の契約を複数回締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 落札者が、官公署、政府出資法人又は県出資法人であるとき。

(3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

13 その他

(1) 納入期限は、当該契約物品を持込み、検査に合格し、引渡を完了するまでの期限とする。

(2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 契約者は、当該契約物品の引き渡し後1年間は、その隠れたる瑕疵について補修又は取替えの責を負うものとする。

(4) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県医療局経営管理課 総務担当
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号 盛岡地区合同庁舎7階
電話番号 019-629-6311

(5) 仕様書に関する照会先
(4)に同じ